

答申第 1125 号

諮問第 1778 号

件名：捜査費の支払として認められる費用の項目についての文書の不開示（不  
存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 5 年 10 月 4 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 5 年 10 月 4 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ情報公開窓口備付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧した。審査請求人は、同日、当該ファイル管理簿に登載された特定のファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けることとした。

当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

- ①、②については、行政文書ファイル登録が
- ①令和 2 年以降分 標識 BOX、信号機 BOX
- ②災害時等の公安委員会規制具申
- ③超過勤務実績簿（令和 5 年中のもの）
- ④捜査費の支払として認められる費用の項目

⑤令和5年中にどのような文書を廃棄したのかわかる文書  
(請求日現在、稲沢署で保管のもの)  
と記載されていた。

この記載内容のうち、④については記載内容が抽象的であったため、後日警察本部住民サービス課職員が審査請求人に趣旨を確認すると、捜査費の使途を示したマニュアル類を請求している旨の回答であったことから、請求対象となる行政文書は開示請求内容が記載されたマニュアル類と特定することができた。そのため、④については補正を求めなかった。また、③については、後日所要の補正を行った。このことにより、審査請求人が提出した行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の最終的な記載内容は

- ①、②については、行政文書ファイル登録が
- ①令和2年以降分 標識BOX、信号機BOX
- ②災害時等の公安委員会規制具申
- ③愛知県給与管理システムの出力対象が登録内容確認で勤務コード、超勤の有無、超勤開始終了時間、超勤時間数が出力されたもの(令和5年中のもの)
- ④捜査費の支払として認められる費用の項目
- ⑤令和5年中にどのような文書を廃棄したのかわかる文書  
(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

と補正された(以下、補正後の開示請求書のうち「④捜査費の支払として認められる費用の項目」の記載を「本件開示請求」という。)

#### (イ) 本件開示請求の対象文書の調査

本件開示請求は記載内容が抽象的ではあるものの、請求対象となる行政文書は上記(ア)のとおり本件開示請求の内容が記載されたマニュアル類であって、稲沢警察署で保管するものと特定することができた。処分庁は、本件開示請求を受け、捜査費に関する使途を記載したマニュアル類を調査したところ、「執務資料の捜査員のための捜査費経理の手引(以下「手引」という。)」を特定した。しかしながら手引は警察内部用のホームページのうち警察本部総務部会計課(以下「会計課」という。)が管理するホームページに掲載されており、稲沢警察署においては手引を組織的に取得して保有していないことが確認された。当該ホームページは、掲載情報を会計課が管理しており、稲沢警察署が掲載情報を変更することはないことから、稲沢警察署では管理していないものと認められる。

また、マニュアルではないものの、捜査費の使途について定めた通知文として「捜査費の取扱い(通知)(令和5年3月7日付け、総会発第1266号。以下「通知」という。)」も特定した。当該通知は文中の別

表に捜査費の具体的な使途が示されているものである。警察本部総務部会計課長(以下「会計課長」という。)より各所属長に発出され、稲沢警察署においても收受し、保存していたものである。しかしながら当該通知については、保存期間は令和5年4月30日までと定められており、稲沢警察署においても保存期間を満了し、廃棄されていることが確認された。

以上のことから、対象文書と想定される行政文書についてはいずれも稲沢警察署には存在しないことを確認した。

#### (ウ) 行政文書不開示決定

上記(イ)のとおり本件開示請求の対象となる文書は存在しないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和5年10月17日付けで行政文書不開示決定(総会発第5941号。以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、それぞれ処理中又は処分を決定している。

#### イ 手引について

手引は、愛知県警察の捜査員が捜査費を執行する際の執務資料として作成された資料であり、手引本文中に捜査費の具体的な使途例が記載されている。手引の利用方法は、警察内部で利用するホームページのうち、会計課で管理するホームページに掲載されている手引を、各所属の捜査員が各自で参照する運用となっている。そのため、会計課だけで保存することで支障がないことから、手引は各警察署で保存することを要しないものである。

#### ウ 通知について

通知は、各年度毎の捜査費の取扱の詳細について、会計課長が各所属長に通知するものであり、捜査費の使途に関する記載については上記ア(イ)のとおりである。通知の保存期間は、送付先所属においては上記ア(イ)で述べたとおり令和5年4月30日までとしており、これとは別に、会計課における通知の原議の保存を令和11年3月31日までとしている。通知は、各年度毎の捜査費の取扱の変更点等を各所属において周知するため送付しているものであるが、通知に関しても手引と同様に会計課ホームページに掲載されており、関係職員が各自で参照することができるようにされている。そのため、各所属において通知を長期間保存する必要がないことから、各所属の通知は原議と異なり保存期間が短期間に設定されている。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、稲沢警察署において捜査費の支払いを行っているのに、どのような費用について支払いができるものか分かる文書が不存在的なのではありえない旨主張している。しかしながら、上記(1)で述べたとおり請求日

現在、稲沢警察署において本件開示請求の対象となる行政文書は保存されておらず存在しないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、捜査費の使途を記載したマニュアル類であって、稲沢警察署において保管されているものであると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、本件開示請求を受け、捜査費に関する使途を記載したマニュアル類を調査し、捜査費についての手引を特定したが、手引は会計課が管理する警察内部用ホームページに掲載されており、稲沢警察署においては手引を組織的に取得して保有しておらず、当該ホームページを管理していないとのことである。また、手引は、各所属の捜査員が各自で参照する運用となっているとのことである。

さらに、捜査費についての通知も特定したが、通知の保存期間は令和5年4月30日までと定められており、稲沢警察署において保存期間を満了し、廃棄されたとのことである。加えて、会計課における通知の原議の保存期間は令和11年3月31日までとされており、通知についても、会計課が管理する警察内部用ホームページに掲載されており、関係職員が各自で参照することとされているとのことである。

イ 当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、捜査費の支払いを請求する捜査員や各警察署の会計担当者等は必要に応じて警察内部用ホームページに掲載されている手引を閲覧、印刷することが可能であり、仮に担当者が持っていたとしても、あくまで担当者のメモとして保存されているものであって、警察署において組織的に保有する必要はないとのことである。

ウ 当審査会において検討したところ、まず、手引については、会計課により警察内部用ホームページに掲載されており、稲沢警察署の捜査員等により個々に閲覧又は印刷されて使用されているにとどまり、稲沢警察署において組織として共用されていないものと認められる。

次に、通知については、その原議は会計課が保管しており、会計課から稲沢警察署に対して令和5年3月7日付けで発出されているが、稲沢警察署における通知の保存期間は同年4月30日までとされ、開示請求時

点において満了しており、稲沢警察署において既に廃棄されていたものと認められる。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

④捜査費の支払いとして認められる費用の項目（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 2 . 2 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 2 0 (第 692 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 1 1 . 1 4 (第 695 回審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 3	答申